



**IFRS<sup>®</sup>**

Sustainability

2022年3月

## 公開草案

IFRS<sup>®</sup> サステナビリティ開示基準

**IFRS S2号「気候関連開示」[案]**

**付録B 産業別開示要求**

**B34巻ーガス事業者及び流通業者**

コメント期限：2022年7月29日



# 公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」〔案〕

付録 B 産業別開示要求

B34 卷ーガス事業者及び流通業者

コメント期限：2022年7月29日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) before submitting your letter.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

**All rights reserved.** Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org).

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing [customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

## 公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案]  
付録 B 産業別開示要求  
B34 巻ーガス事業者及び流通業者

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要がある、[commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前に [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) までご連絡いただきたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、当審議会及び IFRS 財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

**© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.**

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org) に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、[customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案 IFRS S2 号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS’<sup>®</sup>、‘IASB’<sup>®</sup>、IASB<sup>®</sup> ロゴ、‘IFRIC’<sup>®</sup>、‘IFRS’<sup>®</sup>、IFRS<sup>®</sup> ロゴ、‘IFRS for SMEs’<sup>®</sup>、IFRS for SMEs<sup>®</sup> ロゴ、‘International Accounting Standards’<sup>®</sup>、‘International Financial Reporting Standards’<sup>®</sup>、‘Hexagon Device’、‘NIIF’<sup>®</sup> 及び‘SIC’<sup>®</sup> がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

## はじめに

---

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

## ガス事業者及び流通業者

### 産業に関する記述

「ガス事業者及び流通業者」産業は、ガスの配送及び販売促進を行う企業により構成される。ガスの配送には、大きな輸送管からエンドユーザーに天然ガスを輸送するために地域の低圧パイプを運営することが含まれる。ガスの販売促進企業は、異なる顧客のニーズに合う量まで天然ガスを集約した上で、通常は他社の輸送管を通じてこれを届けるガスのブローカーである。この産業の相対的に小さな部分はプロパンガスの流通に関わっているため、この基準は天然ガスの配送に焦点を当てている。両方の種類のガスが、暖房及び調理のために、家庭用、商業用及び工業用の顧客によりよく使われている。構造的に規制されている市場では、ガス事業会社は天然ガスの配送及び販売について完全な独占を与えられている。規制当局はガス事業会社が独占的地位を濫用しないよう、そのガス事業会社が請求する料金を承認しなければならない。規制緩和された市場では、配送及び販売促進は法律上、分離されており、顧客はどの企業からガスを購入するのか選択することができる。この場合、ガス事業会社は配送についてのみ、独占を保証されており、法律上、固定の報酬と引き換えに自社のパイプを通じてすべてのガスを配送することが法律上、要求されている。総じて、この産業に属する企業は安全で信頼性のある低コストのガスを提供しながら、地域の安全やメタンの排出といった社会及び環境への影響を効率的に管理するといった課題を抱えている。

注：SASBの「ガス事業者及び流通業者」産業には、坑口から長距離にわたり高度に圧縮された天然ガスを輸送するガス輸送会社を含まない。ガス輸送会社は「採掘及び鉱物加工」セクターの「石油及びガス—中流」産業に含まれる。また、SASBの「ガス事業者及び流通業者」産業の基準は、ガスの提供に関する活動のみを対象とし、電力の提供を対象としていない。企業によっては、ガスと電力の両方の市場においてオペレーションを行うことがある。発電又は配電（又はこの両方）に関連する活動を行っている企業は「電力事業者及び発電事業者（IF-EU）」産業のために別途定めたSASB基準についても検討すべきである。

### サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
最終用途効率	市場別の効率化の取組み (measures) による顧客のガス節約量 <sup>42</sup>	定量	百万英国熱量単位 (MMBtu)	IF-GU-420a.2
ガス供給インフラの完全性 (integrity)	(1) 報告対象のパイプライン事故、(2) <del>是正命令 (CAO)</del> 受けた是正措置、(3) 違反の可能性	定量	数	IF-GU-540a.1

<sup>42</sup> IF-GU-420a.2 に関する注記 - 企業は、自社が関連するそれぞれの市場ごとに規制で義務付けられている顧客効率化措置について説明しなければならない。



トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
	<u>の通知 (NOPV) パイプラインの安全に関する法規制の違反件数</u> <sup>43</sup>			
	(1) 鋳鉄又は錬鉄 (又はこの両方) 及び(2) 無被覆鋼材である供給パイプラインの割合	定量	長さのパーセンテージ(%)	IF-GU-540a.2
	検査を行った(1) ガス輸送パイプライン及び(2) ガス供給パイプラインの割合	定量	長さのパーセンテージ(%)	IF-GU-540a.3
	安全性と排出に関するリスクを含む、ガス供給インフラの完全性 (integrity) 管理に関する取り組み (efforts) の記述	説明及び分析	該当なし	IF-GU-540a.4

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
サービスの対象となる (1) 家庭用顧客、(2) 業務用顧客、及び (3) 産業用顧客の数 <sup>44</sup>	定量	数	IF-GU-000.A
天然ガスの (1) 家庭用顧客、(2) 業務用顧客、(3) 産業用顧客への供給量、及び(4) 第三者への移送量 <sup>45</sup>	定量	百万英国熱量単位 (MMBtu)	IF-GU-000.B
(1) ガス輸送パイプライン及び(2) ガス供給パイプラインの長さ <sup>46</sup>	定量	キロメートル(km)	IF-GU-000.C

<sup>43</sup> IF-GU-540a.1 に関する注記 - 企業は、相当数の顧客に影響を与えた事故、サービスの長期的な中断を生じさせた事故、又は重傷や死亡事故など、重大な (notable) 事故について説明しなければならない。

<sup>44</sup> IF-GU-000.A に関する注記 - それぞれのカテゴリーにかかるサービスの対象となる顧客の数は、家庭用顧客、業務用顧客及び産業用顧客を対象に課金されるメーターの数とみなされなければならない。

<sup>45</sup> IF-GU-000.B に関する注記 - 家庭用顧客、業務用顧客及び産業用顧客に供給される天然ガスの量はバンドルガス及び託送サービスによるもののみを開示しなければならない。

<sup>46</sup> IF-GU-000.C に関する注記 - 輸送パイプラインは、米国 49 CFR 192.3 に従い、収集ライン以外のパイプラインとして定義され、(1) 収集ライン又は貯蔵施設から供給センター、貯蔵施設、又は供給センターの下流ではない大口顧客にガスを輸送する、(2) SMYS の 20% 以上のフープ応力で運転する、又は(3) 貯蔵場内でガスを配送するパイプラインである。供給パイプラインは、49 CFR 192.3 に従い、収集ライン又は輸送ライン以外のパイプラインとして定義する。

## 最終用途効率

### トピックサマリー

天然ガスは、他の化石燃料に比べて温室効果ガス（GHG）の排出が少ない。経済における天然ガスの利用拡大は、GHG 排出の削減を目指す多くの政府及び規制当局にとって主要な戦略となっている。しかし、相対的に排出が少ないにもかかわらず、天然ガスのバリュー・チェーンは、全体的に相当の水準の温室効果ガス排出を生み出している。政策立案者及び規制当局が気候変動に対処するためには、天然ガスの効率的な消費が長期的に重要な（important）テーマとなる。エネルギー効率の高い家電へのリベートの提供、顧客の住宅の耐気候構造化、及び顧客に対する省エネルギー方法の教育を含め、公益事業者が顧客との間で省エネルギーを推進するために講じることが可能な手段はさまざまある。ガス事業者が GHG 削減の傾向からどのように利益を得るか、又は失うかは、その規制環境に大きく左右される。従来 of 料金体系は、一般的にガス事業者はエネルギー効率化のためのインセンティブを与えておらず、さらに、顧客需要の減少に経済的に苦しむ場合がある。このため、ガス事業者、その規制当局及び顧客は、これまで以上に代替的な料金設計を検討するようになってきている。このような代替的な料金設計は、多くの場合、公益事業者の売上を顧客による消費量から「切り離す」ことになり、また、最終用途効率及び需要減少の観点から、公益事業者の業績の成果のための明示的なインセンティブを組み込む場合がある。全体として、需要変動によるダウンサイドリスクを低減し、必要とされる投資のリターンを得て、コストを削減することに努める効率化の取組み（initiatives）を戦略計画に盛り込んでいる企業は、リスク調整後のより強固なリターンを長期的により獲得することができる可能性が高い。

### 指標

#### IF-GU-420a.2. 市場別の効率化の取組み（measures）による顧客のガス節約量

- 1 企業は、自社のそれぞれの市場ごとに、報告期間中に、エネルギー効率化の取組み（measures）によって顧客にもたらされたガス節約量の総量を、百万英国熱量単位（MMBtu）で開示しなければならない。
  - 1.1 市場は、公共事業規制による明確な監督の対象となるオペレーションと定義する。
  - 1.2 ガス節約量は、総量削減アプローチに従い、効率化プログラムの参加者が、なぜ参加したかの理由にかかわらず、プログラムに関連するアクションの結果として生じた、エネルギーの消費又は需要（又はこの両方）の変化と定義する。
    - 1.2.1 企業は、純節約量ベースでガス節約を報告する市場をリストにする場合があるため、ここで開示する数値と異なる場合がある。純ガス節約量は、明確にエネルギー効率化プログラムに帰属させることができ、かつ、当該プログラムが存在していなかったら生じていなかったであろう消費量の変化と定義する。
- 2 ガス節約量は、総量ベースで計算しなければならないものの、当該ガス節約量が生じる国、州又は現地の評価、測定及び検証（EM&V）規制に定められた手法と

## IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

整合していなければならない。~~米国の州規制の例は、以下を含むが、これらに限定されない。~~

~~2.1 California Public Utilities Commission (カリフォルニア州公益事業委員会) 決定 09-09-047~~

~~2.2 ミネソタ州法令 216B.241~~

~~2.3 ニューヨーク州判例 07-M-0458~~

~~3 国、州又は現地の規制が存在しない場合、事業者は、米国エネルギー省 (DOE) の Federal Energy Management Program (連邦エネルギー管理プログラム) (FEMP) M&V ガイドライン: Measurement and Verification for Federal Energy Projects (連邦エネルギープロジェクトのための測定および検証) バージョン 4.0. において概説されている測定及び検証方法と整合するガス節約量を計算しなければならない。~~

3.4 効率化の取組み (measures) によるガス節約量の範囲には、企業によって直接達成されたガス節約量、及び、規制がある場合は、効率節約クレジット (efficiency savings credit) の購入により裏付けられた節約量が含まれる。

3.1.4.1 企業により直接達成された効率化の取組み (measures) によるあらゆる節約量に関して、効率節約クレジット (efficiency savings credit) は保持されなければならない (すなわち、売却されない)。企業が達成されたガス節約量として主張するためには、企業の名において取消し (retired) されなければならない。

3.2.4.2 また購入した効率節約クレジット (efficiency savings credit) に関して、企業がそれらを主張する場合には、当該クレジットが保持され、企業の名において取消し (retired) されなければならないことが契約書に明示的に規定されなければならない。

~~5 ガス節約クレジットに適用される関連規制には、以下の米国の規制を含む。~~

~~5.1 コネティカット州下院法案 7432~~

~~5.2 ネバダ州 Regulation of Public Utilities (公益事業の規制) 第 704~~

4.6 企業は、規制に関するガイダンスを規範的な参照資料とみなし、毎年行われる更新は、本ガイダンスの更新とみなさなければならない。

### IF-GU-420a.2 に関する注記

1 企業は、自社と関連性があるそれぞれの市場ごとに規制で義務付けられている顧客効率化の取組み (measures) について、以下を含めて説明しなければならない。

1.1 それぞれの市場ごとに規制で義務付けられている効率化の取組み (measures) によるガス節約量又はガス節約率

1.2 ガス節約義務違反の事例。

1.2.1 そのようなガス節約義務違反の事例について、企業は、ガス節約量の実績と、規制により義務付けられた量との差を開示しなければならない。

- 1.3 ガス節約量のうち、規制により義務付けられたガス節約を上回り、その結果、企業がエネルギー効率パフォーマンスインセンティブを受け取るようになったもの（かかるインセンティブの額を含む）。
- ~~2 関連する規制には以下が含まれるが、これらに限定されない。~~
- ~~2.1 California Public Utilities Commission (カリフォルニア州公益事業委員会) Decision 14-10-046~~
- ~~2.2 イリノイ州公法 096-0033~~
- ~~2.3 Massachusetts Department of Public Utilities (マサチューセッツ州公益事業委員会) Three Year Energy Efficiency Plan (エネルギー効率化3か年計画) 15-160 to 15-169~~
- ~~2.4 ミネソタ州法令 216B.241~~
- 2.3 企業は、このような規制に関連する便益、課題及び財務上の影響 (impacts) についての説明を含めて、エネルギーの効率化を可能にする又は奨励する方針について、それぞれの市場ごとに、説明しなければならない。
- 3.4 説明すべき関連する方針メカニズムは、以下を含むが、これらに限定されない。
- 3.1 4.1 繰延デカップリング (Deferral decoupling)
- 3.2 4.2 当期のデカップリング (Current period decoupling)
- 3.3 4.3 単一の固定変動料金
- 3.4 4.4 逸失売上補填
- 3.5 4.5 エネルギー効率フィーバート (feebates)
- 4.5 企業は、最終用途効率を改善するよう、その顧客のために導入したインセンティブについて説明する場合がある。これには、省エネルギーリベートや顧客の省エネルギーを補助するためのその他の取組み (measures) を含むが、これらに限定されない。

## ガス供給インフラの完全性 (integrity)

### トピックサマリー

膨大なガスのパイプライン、設備及び貯蔵設備のネットワークを運営するためには、これらのインフラの完全性 (integrity) を確保するための多面的かつ長期的なアプローチ、及び、関連するリスクの管理が必要となる。顧客が常に利用可能なガス供給に依存している一方で、ガス流通ネットワークや関連インフラの運営に起因する、人の健康、資産、及び温室効果ガス (GHG) 排出に関連するものを含む、相当なリスクを管理することが企業の責務となっている。インフラの老朽化、監視及び保守の不備、並びにその他の運営上の要因は、ガス漏れを発生させる場合がある。ガス漏れは、密閉状態の喪失などの安全上のリスクをもたらす、火災又は爆発を引き起こす場合があり、特に企業が多く操業している都市部では深刻な事態となる可能性がある。さらに、ガス漏れは漏洩排出物 (メタン) を発生させ、環境への悪影響 (impacts) を引き起こす。規制されているガス事業者は、一般的にガスのコストが直接顧客に転嫁されるため、ガス漏れによる直接的なコストは負わない (これは地域によって異なる場合がある)。しかし、安全に関連したリスク又は漏洩排出物 (又はこの両方) をもたらすガス漏れは、規制、法律及び製品需要のさまざまなチャネルを通じて、企業に財務的な影響を与える (impact) 場合がある。事故、特に死亡事故は、企業の過失に対する請求つながり、高額な法廷闘争及び罰金につながる可能性がある。GHG 排出は、規制関係の重要性を考えると、財務業績に直結する重要な (critical) 要素である規制上の検査の増加、並びに、潜在的な罰金及び罰則につながる可能性がある。重要なことは、規制されたガス会社は、パフォーマンスを改善し、安全性及び排出に関連するリスクを軽減するために設計された設備投資の機会からも財務的に利益を得ることができるということである。これらの設備投資は、より高い料金ベースにつながる場合があり、最終的には企業及びその株主に利益をもたらす。企業は、パイプラインの交換、定期的な検査及び監視、従業員の訓練及び緊急事態への備え、技術への投資、並びにその他の戦略を通じて、そのようなリスクを管理しようとしているが、これらはすべて通常、規制当局と緊密に連携して行われる。国内の多くの地域では、インフラの老朽化に対する懸念から、この産業の企業は、特にパイプラインが人口密集地の近くに位置する場合には、交換承認プロセスを迅速化する方法を模索するようになっている。

指標

IF-GU-540a.1. (1) 報告対象のパイプライン事故、(2) 是正命令 (CAO) を受けた是正措置、及び(3) 違反の可能性の通知 (NOPV) パイプラインの安全に関する法規制の違反件数

- 1 企業は、~~米国運輸省 (DOT) のパイプラインおよび危険物安全局 (PHMSA) の~~報告対象となるパイプライン事故の件数を開示しなければならない。
  - 1.1 報告対象の事故とは、パイプラインからのガス流出を伴う事象で、以下の結果の 1 以上をもたらすものと定義する：~~米国連邦行政規則集 (CFR) 第 49 卷 191~~ と整合した死亡又は入院を必要とする人身傷害；推定 50,000 米ドル相当以上の物的損害（オペレーターへの損失、その他への損失、又はこの両方を含むが、失われたガスのコストは除く）；推定 300 万立方フィート以上の意図しないガス損失、オペレーターの判断による重大な (significant) な事象。
- 2 企業は、~~受けた PHMSA 是正命令 (CAO) 是正措置~~の件数を開示しなければならない。
  - 2.1 ~~CAO 是正措置~~ は、特定のパイプライン施設が生命、財産又は環境にとって危険であることが判明した場合に発せられる。是正措置には、~~米国連邦行政規則集 (CFR) 第 49 卷 190.233~~に規定されている定義と整合する施設使用の一時停止又は制限、物理的検査、試験、修理、交換、又はその他の適切な措置を含む場合がある。
  - 2.2 ~~3~~ 企業が操業する法域の規制当局から是正措置が発せられていない場合、The 企業は 受領した違反の可能性の通知 (NOPV)
    - 3.1 ~~NOPV~~ は、~~法律、規則、命令のうち、被申立人が違反したとされる法令の記述、及び、申立ての根拠となる証拠の記述を含む執行~~ 手続の開始として定義され、米国連邦行政規則主 (CFR) 第 49 卷 190.207. に規定されている定義と一致する。 パイプライン安全配慮の結果生じた強制手続の件数を開示しなければならない。
- 3 企業は、パイプラインの安全に関する法令違反の件数を開示しなければならない。
  - 3.1 パイプラインの安全に関する法令違反とは、生命、財産又は環境にとって危険であると考えられる法域のパイプライン安全規約の違反で、通知又は警告を受けることになるものと定義する。

- 4 企業は、報告すべきパイプライン事故、是正処置、及びパイプライン安全性違反を定義するために使用される、適用される法域の基準又は規制を開示しなければならない。

IF-GU-540a.1 に関する注記

- 1 企業は、重大な (notable) 事故 (相当数の顧客に影響を及ぼした (affected) 事故、サービスの長期的な中断を生じさせた事故、又は ~~PHMSA~~ の「深刻な (serious) 事故」となった事故など) について説明しなければならない。
- 1.1 ~~PHMSA~~ の重大な (serious) 事故は、死亡又は入院を必要とする傷害に至った事故と定義する。
- 2 そのような事故について、企業は以下を提供する場合がある。
- 2.1 事故の記述及び原因
- 2.2 事故の影響を受けた (affected) 総人口
- 2.3 事故に伴うコスト
- 2.4 将来のサービス中断の可能性を軽減するために講じられた措置
- 2.5 その他の重大な (significant) 結果 (例: 法的手続、重傷又は死亡 (又はこれらの複数のもの) )

IF-GU-540a.2. (1) 鋳鉄又は錬鉄 (又はこの両方) 及び (2) 無被覆鋼材である供給パイプラインの割合

- 1 企業は、天然ガスパイプラインのうち、(1) 鋳鉄又は錬鉄製のもの (又はこの両方)、及び、(2) 無被覆鋼材製のものの割合を、長さ (キロメートル単位) に応じてそれぞれ開示しなければならない。
- 1.1 供給パイプラインは、~~米国連邦行政規則集 (CFR) 第 49 巻 192.3~~ に従い収集ライン又は輸送ライン以外のパイプラインとして定義する。
- 1.1.1 収集ラインは、現在の生産施設から輸送ライン又は主管にガスを配送するパイプラインと定義する。
- 1.1.2 輸送ラインは、収集ライン以外のパイプラインとして定義され、(1) 収集ライン又は貯蔵施設から供給センター、貯蔵施設、又は供給センターの下流ではない大口顧客にガスを輸送する、(2) 指定最小降伏強度 (SMYS) の 20% 以上のフープ応力で運転する、又は (3) 貯蔵場内でガスを配送するパイプラインである。

- 1.2 鋳鉄又は鋸鉄（又はこの両方）は、その融点まで加熱されて金型に注がれ、成形する又はひねることができない鉄と定義する。
- 1.3 無被覆鋼材は、腐食保護されていない鋼材と定義する。
- 2 (1)鋳鉄製又は鋸鉄製（又はこの両方）の供給パイプラインの割合は、企業が所有又は運営する鋳鉄製又は鋸鉄製（又はこの両方）の供給パイプラインの長さの合計について、企業が所有又は運営する（又はこの両方）供給パイプラインの長さの合計で除して計算しなければならない。
- 3 (2)無被覆鋼材製の供給パイプラインの割合は、企業が所有又は運営する無被覆鋼材製の供給パイプラインの長さの合計について、企業が所有又は運営する（又はこの両方）供給パイプラインの長さの合計で除して計算しなければならない。
- 4 企業は、自社のパイプラインの交換率、ポリエチレン管の使用、又は、漏洩排出物及び漏出を削減し、供給パイプラインの安全性を向上させるためのその他の取組み（efforts）について説明する必要がある。

### IF-GU-540a.3. 検査済を行った(1) ガス輸送パイプライン及び(2) ガス供給パイプラインの割合

- 1 企業は、報告期間中に検査した(1) ガス輸送パイプライン、及び、(2) ガス供給パイプラインの割合を長さに応じて、それぞれ開示しなければならない。
  - 1.1 輸送パイプラインは、~~米国連邦行政規則集（CFR）第 49 巻 192.3 に従い~~ 収集ライン以外のパイプラインとして定義され、(1) 収集ライン又は貯蔵施設から、供給センター、貯蔵施設、又は供給センターの下流ではない大口顧客にガスを輸送する、(2) 指定最小降伏強度（SMYS）の 20%以上のフープ応力で運転する、又は(3) 貯蔵場内でガスを配送するパイプラインである。
  - 1.2 供給パイプラインは、~~米国連邦行政規則集（CFR）49 巻 192.3 に従い~~ 収集ライン又は輸送ライン以外のパイプラインと定義する。
- 2 検査活動には、~~米国連邦行政規則集（CFR）第 49 巻 192 に記載されているガスパイプラインのためのものを含み、~~以下が含まれるが、これらに限定されない。
  - 2.1 内部検査ツール又は対象となったセグメントが影響を受けやすい腐食及びその他の危険を検出することができるツール
  - 2.2 加圧テスト
  - 2.3 外部腐食、内部腐食又は圧力腐食ラッキング（stress corrosion racking）に対処するための直接的な評価



- 2.4 ラインパイプの状態について同等の理解が提供できるとオペレーターが実証する、その他の技術
- 2.4.1 企業が米国連邦行政規則集 (CFR) 第 29 卷 192 または第 29 卷 195 に基づく検査を行うためにその他の技術を使用した場合は、どのテクノロジーを使用したかを開示しなければならない。
- 3 その割合は、検査を行ったガスパイプラインの長さについて、ガスパイプラインの長さの合計で除して計算する。

IF-GU-540a.4. 安全性と排出に関するリスクを含む、ガス供給インフラの完全性 (integrity) 管理に関する取組み (efforts) の記述

- 1 企業は、ガス供給インフラの完全性 (integrity) を管理するための自社の取組み (efforts) について記述しなければならない。
- 1.1 ガス供給インフラには、輸送パイプライン、供給パイプライン、貯蔵施設、圧縮機ステーション、計量及び調整ステーション、並びに液化天然ガス施設を含むが、これらに限定されない。
- 1.2 取組みには、従業員の訓練、緊急事態への備え、プロセスの安全性、及び資産の完全性 (integrity) 管理に関連するものが含まれる場合があるが、これらに限定されない。
- 1.3 提供すべき関連する情報には、基準の使用、産業のベスト・プラクティス、ベンチマーク及び第三者のイニシアチブへの参加を含むが、これらに限定されない。それには以下が含まれる可能性があるが、これらに限定されない。
- 1.3.1 ~~米国ガス協会 (AGA) のピアレビュープログラム~~
- 1.3.2 ~~米国石油協会 (API) 推奨実務 1170 および 1171~~
- 1.3.3 ~~天然ガスインダストリー安全プログラム、米国ガス協会の概説による~~
- 1.3.4 ~~米国環境保護庁 (EPA) 天然ガス STAR プログラム~~
- 2 企業は、訓練、従業員 (workforce) の監督、リスク伝達のための規則及びガイドライン、並びにテクノロジーの利用などにより、プロジェクトのライフサイクル全体を通して、安全性及び緊急事態への備えに係るカルチャーを自社がどのように統合しているかを記述しなければならない。
- 2.1 プロジェクトのライフサイクルには、少なくともパイプラインの設計、建設、試運転、オペレーション、保守及び廃止が含まれる。

- 3 企業は、オペレーター資格の継続的な見直し、資格のない労働者が適切に監督されていることの保証、及び資格のあるパイプラインオペレーターの数を十分に維持するための取組み（efforts）を含め、対象作業を実施する際にパイプラインオペレーターが適格であること又は監督されていることを確かめるためのアプローチについて記述しなければならない。
- 3.1 パイプラインオペレーターは、~~米国連邦行政規則集（CFR）第49巻192.3に整合する~~ガスの配送に従事する者として定義する。
- 3.2 パイプラインオペレーターは、~~米国連邦行政規則集（CFR）第49巻192.803に記載されている定義と一致するように個人が評価され、割り当てられた対象作業を実施でき、異常な運転状態を認識して対応することができる際には、対象作業を実施する資格があると見なされる。~~
- 3.2.1 対象作業とは、~~米国49 CFR 192.80に準拠して定義されたもので~~オペレーターによって識別され、パイプライン施設で実施され、オペレーション又は保守作業であり、規制順守を維持するための要件として実施され、パイプラインの運営又は完全性（integrity）に影響を与える（affects）活動として定義する。
- 4 企業は、第三者（例えば、下水管及び埋設電力線デベロッパー）との調整、パイプライン検査の適時な実施、老朽化したインフラの修理、及び現在のパイプラインオペレーターの認証の維持など、リスクを軽減し、緊急事態への備えを促進するための取組み（efforts）について記述しなければならない。
- 5 企業は、ガス供給インフラの完全性（integrity）に起因して生じる、人の健康及び安全に関連するリスク、並びに漏洩排出物及びプロセス排出を含む排出を管理するための自社の取組み（efforts）について記述しなければならない。
- 5.1 漏洩排出物は、漏出又はその他の意図しない若しくは不規則な放出に起因する天然ガス（主にメタン）の排出と定義する。
- 5.2 プロセス排出は、意図的な放出による天然ガスの排出と定義する。
- 5.3 開示には、漏洩排出物量及びプロセス排出の削減に関連する戦略、計画又は目標（又はこれらの複数のもの）、そのような排出を測定する企業の能力、計画を達成するために必要な活動及び投資、並びに、計画又は目標（又はこの両方）の達成に影響を与える（affect）可能性のあるリスク又は制約要因を含めなければならない。
- 6 開示は、安全管理及び緊急事態管理システムに広く焦点を当てる場合があるものの、重大な被害をもたらす地域でのオペレーション、並びに、人の健康、地域社

会及び環境に壊滅的な影響（**impacts**）を与える可能性のある緊急事態、事故及び事故を回避及び管理するためのシステムに特に対処しなければならない。

- 7 企業は、ガス供給インフラの完全性（**integrity**）の管理に関連した直接的又は間接的な財務上の機会について説明しなければならない。これは、利害関係者との関係改善、資本投資の機会、オペレーション効率の改善による顧客料金の引下げ、及び、規制上又は民事上の罰金又は和解のリスクの低減を含むが、これらに限定されない。
- 8 企業は以下を開示する場合がある：
  - 8.1 パイプライン交換率
  - 8.2 ガス緊急時の平均応答時間
  - 8.3 **Grade 2** 及び **Grade 2+**の漏出
  - 8.4 漏洩排出物。自社が使用した漏出量の測定技術、自社が使用したそれぞれの技術により計算された漏出量、及び、当該ガス漏出に係る規制を含む。
  - 8.5 プロセス排出
  - 8.6 排出削減又は自社のガス供給インフラの安全性向上（又はこの両方）のためのその他の取組み（**efforts**）